差別事例分析表の見方

①それぞれの募集事例における障がい種別が記載されています。

④国の差別解消法及び先進都市の条例のうち、それぞれの事例対応策に対応すると考えられる条文が記載されています。

福祉（サービス）分野

差別事例分析表

（１）「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる事例

①障がいを理由として福祉（サービス）の提供を拒むこと

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
聴覚・平衡機能	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。（19 歳／男性／西区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第 8 条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第 2 条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体的に定める 第 8 条　差別の禁止 第 14 条　地域相談員の設置 第 16 条広域専門指導員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第 2 条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第 7 条　不利益な取扱いの禁止 第 15 条　県が相談に応じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第 8 条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第 15～16 条　市（相談支援事業者への委託可）に相談することができる

②差別だと考えられる募集事例が記載されています

③それぞれの募集事例に対する事例対応策（未然防止策・事後防止策）が記載されています。

記載のある事例対応策が妥当か、又はその対応策以外の方法があるか検討いただき、意見がある場合は、「事例分析における意見提出表（※P17 に見本あり。正式なものは【資料６】として８月 22 日に配布予定）により、９月 30 日までにご意見下さい。

※「その他」の募集事例については、事例対応策が記載されていませんが、何か対応策がありましたら、「事例分析における意見提出表」によりご意見下さい。

差別事例分析表

（１）「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

福祉(サービス)分野

①障がいを理由として福祉(サービス)の提供を拒むこと

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
聴覚・平衡機能	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。(19 歳／男性／西区)	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10　条道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体 [illegible] 第 14 条　地域[illegible]員の[illegible] 16 条広[illegible]専門相[illegible]員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取[illegible]いの禁止 第 15 条　県が相[illegible]じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市(相談支援事業者への委託可)に相談することができる
聴覚・平衡機能	【事例 29】保育園での受け入れを拒否された。(5 歳／女性／中央区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
肢体不自由(上下肢不自由)	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。(19 歳／男性／西区)【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 31】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。（13 歳／男性／南区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体 第 14 条　地域[illegible]員の 16 条広[illegible]専門相[illegible]員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取[illegible]いの禁止 第 15 条　県が相[illegible]じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談することができる
知的	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。（19 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 31】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。（13 歳／男性／南区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
知的	【事例 38】保育園の入園希望を出したら、身の回りの事が 1 人で出来ない事や手がかかるからとの理由で遠まわしに断られた。（4 歳／男性／南区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体 [illegible]員の 16 条広[illegible]専門相[illegible]員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取[illegible]いの禁止 第 15 条　県が相[illegible]じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談することができる
知的	【事例 40】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。（8 歳／男性／西区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 29】保育園での受け入れを拒否された。（5 歳／女性／中央区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
発達障がい	【事例 40】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。（8 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取扱いの禁止 第 15 条　県が相談に応じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談することができる

見本

②障がいを理由として福祉（サービス）の提供を制限すること

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 39】通園していた保育園で、同年代の子どもたちが参加する活動に参加させてもらえなかった。（7 歳／男性／東区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体 [illegible]員の [illegible]16 条広[illegible]専門相[illegible]員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取[illegible]いの禁止 第 15 条　県が相[illegible]じる	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談することができる
知的	【事例 30】保育園で、排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに入れなかった。（7 歳／男性／北区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 30】保育園で、排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに入れなかった。（7 歳／男性／北区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

③障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること

福祉（サービス）分野

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 17】区役所の検診車による乳癌検診に出掛けた時、受付で、「今度来る時は、一番最後の暇になった頃、来るように」と言われた。	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい者に対して、きちんと説明を行う	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「差別的取扱い」を禁止する ②相談機関による対応	第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止 第 14 条　相談体制の整備	第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体 第 14 条　地域相談員の 16 条広域専門相談員の設置	第 20 条　差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取扱いの禁止 第 15 条　県が相談員を置く	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める 第 9 条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 6 条　差別の禁止 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談すること可

見本

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

- 障がいのある人の生命又は身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。
  （例）　入浴サービスの実施中に、本人が体調を崩したので、本人の身体を保護するためにサービス提供を中止した。
- 法令や通達等で、サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合として挙げられているものに該当する場合。
  （例）　当該事業所の現員からは利用申し込みに応じられない場合や入院治療が必要な場合。
- 障害福祉サービスが、障害者総合支援法の規定に基づく適切な相談支援のもとに提供される場合。

〇正当な理由があると考えられる募集事例

【事例 26】医療的ケアが必要なため、通所を断られた。（肢体不自由、知的、発達障がい／20 歳／男性／西蒲区）

福祉（サービス）分野

（２）「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる募集事例

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 28】目で物を探せない為、共同作業ができず、差別される。（視覚／62 歳／男性／江南区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい特性に配慮した福祉従事者の対応	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「合理的配慮の不提供」を禁止する ②相談機関による対応	第 7 条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く） 第 8 条　事業者は、[illegible]的な配慮をする[illegible]に努める（※お金[illegible]力の負担が過度に[illegible]かるものは除く） 第 14 条　相談体[illegible]整備	第 2 条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義。 第 8 条　差別の禁止（※お金や労力の負担が[illegible]ものは[illegible] [illegible]談員の[illegible] 第 16 条[illegible]或専門[illegible]導員の設置	第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める	第 2 条　「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）」等を、「不利益な取扱い」と定義 第 7 条[illegible]の禁止 第 15 条[illegible]相[illegible]応じ	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む（※お金や労力の負担が過[illegible]かるものは除く）） 第 9 条　差別の禁止	第9条　社会的障壁の除去のための合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）がなされなければならない 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 7 条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）に努めるものと、分野別に定める。 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談するこ
聴覚・平衡機能	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由（上下肢不自由）	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい特性に配慮した福祉従事者の対応	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「合理的配慮の不提供」を禁止する ②相談機関による対応	第 7 条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く） 第 8 条　事業者は[illegible]的な配慮をする[illegible]に努める（※お[illegible]力の負担が過度[illegible]かるものは除く） 第 14 条　相談[illegible]備	第 2 条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義。 第 8 条　差別の禁止（※お金や労力の負担が[illegible]ものは[illegible]談員の[illegible]設置 第 16 [illegible]域専[illegible]導員の設[illegible]	第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める	第 2 条　「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）」等を、「不利益な取扱い」と定義 第[illegible]の禁止 第 15 条[illegible]相[illegible]に応じ[illegible]	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）） 第 9 条　差別の禁止	第9条　社会的障壁の除去のための合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）がなされなければならない 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 7 条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）に努めるものと、分野別に定める。 第15～16条　市（相談支援事業者への委託可）に相談するこ
肢体不自由	【事例 4】短期入所施設において、食事の際、「手足が不自由で、こぼしたり、音をたてるから周囲が嫌がる」、「いつまでも食べていて、時間がかかる」との理由で、他入所者とは別のテーブルで食事をさせられた。（70 歳／女性／中央区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
内部機能	【事例 33】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。（5 歳／女性／江南区）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい特性に配慮した福祉従事者の対応	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「合理的配慮の不提供」を禁止する ②相談機関による対応	第 7 条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く） 第 8 条　事業者は、[illegible]的な配慮をする[illegible]に努める（※お金[illegible]力の負担が過度に[illegible]かるものは除く） 第 14 条　相談体[illegible]整備	第 2 条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義。 第 8 条　差別の禁止（※お金や労力の負担が[illegible]ものは[illegible]談員の[illegible] 第 16 条[illegible]域専門[illegible]導員の設置	第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める	第 2 条　「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）」等を、「不利益な取扱い」と定義 第 7 条[illegible]の禁止 第 15 条[illegible]相[illegible]に応じ[illegible]	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む（※お金や労力の負担が過[illegible]かかるものは除く）） 第 9 条　差別の禁止	第 9 条　社会的障壁の除去のための合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）がなされなければならない 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 7 条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）に努めるものと、分野別に定める。 第 15～16 条　市（相談支援事業者への委託可）に相談するこ
知的	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
知的	【事例 15】避難所において、障がい種別に応じた対応がなされていなかった。（10 歳／男性／郡山市）	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい特性に配慮した福祉従事者の対応	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「合理的配慮の不提供」を禁止する ②相談機関による対応	第 7 条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く） 第 8 条　事業者は、[illegible]的な配慮をする[illegible]に努める（※お金[illegible]力の負担が過度に[illegible]かるものは除く） 第 14 条　相談体[illegible]整備	第 2 条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義。 第 8 条　差別の禁止（※お金や労力の負担が[illegible]ものは[illegible] 第 16 条[illegible]域専門[illegible]導員の設置	第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める	第 2 条　「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）」等を、「不利益な取扱い」と定義 第 7 条[illegible]の禁止 第 15 条[illegible]相[illegible]に応じ[illegible]	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む（※お金や労力の負担が過[illegible]かかるものは除く）） 第 9 条　差別の禁止	第 9 条　社会的障壁の除去のための合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）がなされなければならない 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 7 条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）に努めるものと、分野別に定める。 第 15～16 条　市（相談支援事業者への委託可）に相談するこ
知的	【事例 21】個別の対応より、施設の管理面の不都合で入所できなかった。（46 歳／男性）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

種別	募集事例	対策	事例対応策	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
精神	【事例 4】短期入所施設において、食事の際、「手足が不自由で、こぼしたり、音をたてるから周囲が嫌がる」、「いつまでも食べていて、時間がかかる」との理由で、他入所者とは別のテーブルで食事をさせられた。（70 歳／女性／中央区）【再】	未然防止策	①障がいに対する理解促進のための周知啓発 ②障がい特性に配慮した福祉従事者の対応	第 15 条　啓発活動の推進	第 4 条　県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する 第 6 条　県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努める	第 6 条　道民等は、障がい及び障がい者に対する理解を深める 第 10 条　道は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発等、必要な措置を講ずる	第 4 条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する 第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める	第 5 条　市民等は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深める	第 6 条　県民は、障害者に対する理解を深める 第 21 条　県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等、必要な措置を講ずる	第 4 条　市は、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する責務を有する 第 5 条　市民等は、障害及び障害者に対する理解を深める
		事後防止策	①条例により「合理的配慮の不提供」を禁止する ②相談機関による対応	第 7 条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く） 第 8 条　事業者は[illegible]的な配慮をする[illegible]に努める（※お金[illegible]力の負担が過度に[illegible]かるものは除く） 第 14 条　相談体[illegible]整備	第 2 条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義。 第 8 条　差別の禁止（※お金や労力の負担が[illegible]ものは[illegible] 第 16 条[illegible]域専門[illegible]導員の設[illegible]	第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める	第 2 条　「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）」等を、「不利益な取扱い」と定義 第 7 条[illegible]の禁止 第 15 条[illegible]相[illegible]に応じ[illegible]	第 2 条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む（※お金や労力の負担が過[illegible]かかるものは除く）） 第 9 条　差別の禁止	第 9 条　社会的障壁の除去のための合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）がなされなければならない 第 12 条　地域相談員の設置 第 13 条　広域専門相談員の設置	第 7 条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮（※お金や労力の負担が過度にかかるものは除く）に努めるものと、分野別に定める。 第 15～16 条　市（相談支援事業者への委託可）に相談するこ
発達障がい	【事例 21】個別の対応より、施設の管理面の不都合で入所できなかった。（46 歳／男性）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 33】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。（5 歳／女性／江南区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

見本

（３）「その他」の募集事例

①制度やサービスの改善に関する意見

【事例 1】療育手帳のデザインを変更してほしい（表紙）。博物館で提示する時、「なぜ顔写真が表紙なのか」と毎回思う。デリカシーのないデザインだと思います。（知的／38 歳／女性／中央区）

【事例 7】施設職員の対応の悪さで、通所できなくなる。（4 年間大変不安定）近所の施設は施設職員の嫌がらせで行けなくなり、5 年間ひきこもっている。（知的／36 歳／男性／東区）

【事例 8】サービスの充実（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 9】福祉相談員の専門的な知識と明るい対応（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 10】身体に障がいがあり、ディサービスの利用等について、国民年金だけでは支払いができない。（肢体不自由／75 歳／男性／西区）

【事例 14】入院についてはガイドヘルパー等の派遣がされていないが、障がいのため、コミュニケーションが難しい場合の付き添いが必要な場合など、ヘルパーを自己負担で依頼するか、家族による付き添いが必要となった。

【事例 18】施設職員が、威圧的な態度での声掛けをする。また、利用者によって違う態度をとる。

【事例 19】施設職員が、子供扱いをしているような声の掛け方をしていることがある。

【事例 22】許可を受けた作業所等は、定員が決められているので、入りたくてもなかなか入所が難しく（障がいの程度にもより）なっている。（知的／25 歳／女性／東区）

【事例 24】手帳自体の差別、とくに交通機関の割引及び助成、精神手帳には無いため通院、今は親に頼っているが、市外なので 1 人で行くと一回 3000 円以上かかる。（精神、発達障がい／37 歳／男性／西区）

【事例 23】障害年金を受ける時の行政施設の対応（職員の態度がすごく悪かった）（内部機能／50 歳／女性／西区）

【事例 25】高齢者施設と異なり障がい者施設の数が少なく、やむを得ず職員のレベルが低い施設を使用するしかないこと。（肢体不自由、知的／33 歳／女性／江南区）

【事例 32】預かりの保育料の料金が高い（0 才児と同じ料金）。学童保育には入れなかった。（知的、発達障がい／8 歳／男性／北区）

【事例 44】法改正により、ケアマネジャー制度が導入された。私たちの使い勝手としては、事業所との契約のほかにケアマネとの契約が増え、毎月のモニタリングの煩雑さが増えただけで、福祉サービスの向上にはなっていません。（視覚）

②障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 11】子どもに障がい（知的）があると、その母親に対しても、バカにした態度で接してくる施設職員がいた。施設において、「やめてもらいたい」という様な言葉を発せられると、親は辛いです。（知的・発達障がい・難病／39 歳／男性／中央区）

【事例 16】知人のアスペルガー障がいの人が、ある作業所で、「あなたたちのようなＫＹ（空気の読めない人）」という表現をされた。（発達障がい／55 歳／女性／中央区）

【事例 37】保育園時代、担任から「この子普通じゃない。やっぱり変な子供」と言われた。（知的、発達障がい／6 歳／男性／中央区）

【事例 43】保育園入園前の市役所職員との面接の時、「きょうだいにも障がいが、あるのではないか」としつこく聞かれた。（知的／33 歳／男性／東区）

③その他

【事例 2】性的問題行動を持つ障がい者の家族が、行政窓口や家族会、相談支援事業者に相談しても、「性に関することは、個人的なことだから」「解決のノウハウが無いから」「寝た子を起こしてはいけないから」といった理由で、相談や支援を断られてしまう。（自閉症／20 歳／男性／西区）

【事例 3】射精介助を行っている NPO にケアを依頼しても、施設職員が「うちの利用者には、そうしたサービスを必要としている利用者はいません」と、勝手に断ってしまう。（肢体不自由／50 歳代後半／男性／西区）

【事例 12】福祉は一人だけを特別扱いする。国に税金を払っていないのに、贅沢をしている人がいる。

【事例 13】福祉の人（ヘルパーなど）は、差別をする。差別をして自殺するようにいじめる。

【事例 15】3.11 の震災の際、通常の避難所と福祉避難所とで、ボランティアや支援物資の受け入れなどの扱いが違った。

【事例 20】電話番号の交換などは、個人で判断することと思うのに、施設職員が施設利用者と交換することを施設は禁じている。（肢体不自由／53 歳／男性）

【事例 27】作業所で働いていた時になんとなく差別があったように感じる時がありました。（精神、発達障がい／35 歳／男性／西区）

【事例 34】保育園に行けなかった。（肢体不自由／11 歳／男性／南区）

【事例 35】保育園で不当な扱いを受けた。（肢体不自由／11 歳／男性／南区）

【事例 36】手当ての説明を受ける際に、デリカシーのない、非常識な言動があった。（肢体不自由、発達障がい／3 歳／女性／東区）

【事例 41】施設で「〇〇さんは病気なんだな」と言われた事。（精神／26 歳／女性／西区／本人）